

政策会議付議事案書（令和8年1月14日）

提案課名 人事課

報告者名 遠藤 一成

<p>事案名</p>	<p>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 <input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市の一般職職員の給与及び旅費については、令和7年8月の人事院勧告及び国家公務員等の旅費制度の改正等を踏まえ、所要の措置を講ずることとしています。 このことを踏まえ、市長、副市長及び教育長の地域手当及び旅費について、所要の措置を講ずるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 これまでの経過 令和7年4月1日 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律施行 令和7年8月7日 人事院が国家公務員の給与改定について勧告</p> <p>2 改正内容 (1) 地域手当について 人事院は、神奈川県内の市町村の支給率を12%（一部の市は16%）と示しましたが、段階的に改正することとしており、国家公務員が本市域内に勤務する場合、令和8年度は11%となっています。 一方で、本市一般職の令和8年度の地域手当は、県内各市との均衡等、特に近隣市との均衡を考慮し、12%とすることとしています。 特別職の地域手当は、本条例で一般職の例により支給することを規定していますが、令和8年度の地域手当は一般職の例によらず、人事院が示す11%とします。</p> <p>(2) 旅費について 現行制度では、特別職の旅費は一部の旅費種目（宿泊料等）を一般職と異なる取扱い（宿泊料：特別職13,000円、一般職12,000円）とし、その他は一般職の例によるものとしています。 旅費は、実費を弁償するものであることから、一般職に適用する秦野市職員の旅費に関する条例の改正に併せ、特別職の旅費についても、宿泊に係る旅費等も含め、一般職の例によるものとします。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正し、次の点を改めること。 (1) 一般職の例により支給することとしている市長、副市長及び教育長の地域手当について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、地域手当の支給率を11%とすることを、附則で定めること。 (2) 市長、副市長及び教育長の旅費の規定について、一般職の例によるものとする</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和8年2月 令和8年3月市議会第1回定例会月会議へ条例改正議案を提出 施行期日 令和8年4月1日</p>	

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

人事院勧告に基づく地域手当支給率及び本市職員の旅費制度の改正に準じて、市長、副市長及び教育長の地域手当及び旅費制度を見直すため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表に定める額を旅費として」を「、旅費を」に改め、同条第2項中「前項に定めるもののほか、市長等に支給する旅費については」を「前項の規定により支給する旅費は」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支給する地域手当の特例）

31 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支給する地域手当に関する第3条第5項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる秦野市職員の給与に関する条例第8条の2第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧												
<p>(旅費)</p> <p>第4条 市長等が職務を行うため出張した場合には、<u>旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費は、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>附 則</p> <p>1-30 (略)</p> <p><u>(令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支給する地域手当の特例)</u></p> <p>31 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支給する地域手当に関する第3条第5項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる秦野市職員の給与に関する条例第8条の2第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第4条 市長等が職務を行うため出張した場合には<u>別表に定める額を旅費として支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、市長等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>附 則</p> <p>1-30 (略)</p> <p><u>別表（第4条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1164 1109 2083 1315"> <thead> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空賃</th> <th>車賃</th> <th>宿泊料 (1泊につき)</th> <th>食卓料 (1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運賃の等級</td> <td>運賃の等級</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>13,000円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)	運賃の等級	運賃の等級	実費	実費	13,000円	1,800円
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)								
運賃の等級	運賃の等級	実費	実費	13,000円	1,800円								

が区分され	が区分され			
ている場合	ている場合			
1等の運賃、	1等の運賃、			
運賃の等級	運賃の等級			
を設けない	を設けない			
線路で特別	船舶で特別			
車両料金を	船室料金を			
徴する客車	徴するもの			
を運行して	を運行して			
いる場合運	いる場合運			
賃のほか特	賃のほか特			
別車両料金	別船室料金			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。